

第 8 7 回平塚市開発審査会 会議録

開催日時	平成 2 9 年 4 月 1 3 日 (木) 1 0 時 1 5 分から 1 1 時 0 0 分まで			
開催場所	本館 6 階 6 1 9 会議室			
出席者	委員	柳沢会長、貝原会長職務代理、白石委員、伊藤委員		
	処分庁	まちづくり政策部 難波部長 開発指導課 金子課長、菅間課長代理、星野主任		
	事務局	まちづくり政策部 まちづくり政策課 小野間課長、谷田部担当長、高橋主査、道間主事		
欠席者	委員	内田委員		
会議公開の取扱い	<input type="checkbox"/> 公開	<input checked="" type="checkbox"/> 一部公開	<input type="checkbox"/> 非公開	傍聴人 5 名
議長	柳沢会長			
会議録署名委員	貝原委員			
<p>会議内容</p> <p>1 開会</p> <p>事務局から、出席委員数が委員数 5 人の過半数に達しているため、平塚市開発審査会条例第 6 条第 2 項の規定により本審査会は成立する旨を報告。</p> <p>2 議事</p> <p>(1) 議案 1 会長の互選及び会長職務代理の指名について (非公開) 委員の互選により、柳沢委員を会長に選任。会長の指名により、貝原委員を会長職務代理に選任。</p> <p>(2) 議案 2 病院の増築に係る許可について (1 件) ○処分庁から案件概要説明</p>				

○委員質疑

開発区域内に土砂災害警戒区域があるが、どういった措置を行うのか。また、擁壁は造るのか。

○処分庁回答

現状は傾斜が45度以上の部分もあるので、全て30度以下の法面にします。また、擁壁については造りません。

○委員質疑

都市計画法第34条第14号の規定のうちの、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認めるという部分についてはどのような判断なのか。

○処分庁回答

病院の所有する土地が市街化区域内にはないこと及び診療科目が精神科であることから判断しました。

○委員質疑

周辺住民の意見は聞いたのか。

○処分庁回答

平塚市まちづくり条例に基づく説明会を行った結果、反対意見はありませんでした。

○委員質疑

その他とすることにあたって何か運用基準のようなものはないのか。

また、医療施設に関しては国土交通省の運用指針に記載があるが、平塚市では提案基準となっていないのはなぜか。

○処分庁回答

現在ある提案基準に該当しないものはその他として扱い、個別に判断することとしています。

また、病院の建築・増築については、平成19年に都市計画法が改正されたことにより、許可が必要となりましたが、提案基準があることで、提案基準さえ満たせば許可が得られるという認識を与えかねないことから、平塚市としては、許可制となった趣旨を考え、提案基準は設けず、個別に判断することとなりました。

○委員質疑

今後、更なる増築の予定はないのか。

○処分庁回答

今のところはありません。

○委員質疑

敷地の中に使い道が定かでないような場所があるが、これについてはどうする予定なのか。

○処分庁回答

今のところは、土地利用については考えていないようですが、今後は、運動療法等を行う場所として検討しているという話は聞いています。

○委員意見

緑化の基準は満たしているということだが、使い道がない部分についても適正に管理をしていただきたい。

病院は市街化調整区域には原則として建てることができないということで、新築であれば、許可にあたっては非常に慎重に判断をする必要があるだろうが、今回は増築であり、市の施策から考えてもその必要性もはっきりしているようである。

○以上のほか質疑等もないため本案件について承認してもよいかとの議長の問いに対して、委員全員が良いと回答し、承認するとの議長のまとめ。

3 閉会

以 上